

付録 1

平成 3 年度において講じようとする公害防止に関する主要施策

**付録1は、
平成3年5月に発行されたものです。**

目 次

第1章 基本的施策	465
第1節 環境行政の総合的推進	465
1. 環境総合計画・公害防止計画の推進	465
2. 環境影響評価制度の推進	465
3. 環境保全基金の運営	466
4. 環境モニタリングシステムの整備	466
5. 環境情報システムの整備	466
6. 國際交流等の推進	467
第2節 公害防止条例等の整備	467
第3節 土地利用の適正化に関する施策	467
1. 土地利用における公害防止の配慮	467
2. 土地利用現況調査の実施	468
第2章 公害防止の諸施策	469
第1節 大気汚染対策	469
1. 法律・条例に基づく規制	469
2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進	469
3. 光化学スモッグ対策の推進	470
4. 発生源常時監視システムの整備	471
5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	471
6. 大気汚染現況調査等の実施	472
第2節 水質汚濁対策	472
1. 法律・条例に基づく規制	472
2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	473
3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	473
4. 有害化学物質による水質汚染防止対策の実施	473

5. 下水道整備の推進	473
6. 生活排水対策	474
7. 水質汚濁の常時監視	474
8. 水質環境モニタリング事業の実施	475
9. 河川浄化事業の実施	475
10. 河川の管理等	476
11. 河川環境の整備	476
12. 港湾環境の整備	476
第3節 騒音・振動対策	476
1. 法律・条例に基づく規制	476
2. 近隣騒音対策の推進	477
3. 騒音振動調査の実施	477
第4節 自動車公害対策	477
1. 自動車排出ガス対策の推進	477
2. 自動車騒音振動対策の推進	478
第5節 航空機公害対策	479
1. 大阪国際空港周辺環境対策の推進	479
2. 空港周辺整備機構に対する助成	479
第6節 地盤沈下対策	480
1. 法律・条例に基づく規制	480
2. 地盤沈下状況の調査の実施	480
3. 都市河川地盤沈下対策事業の実施	480
4. 工業用水の供給	480
第7節 廃棄物処理対策	480
1. 産業廃棄物処理対策の推進	480
2. 一般廃棄物処理対策の推進	481
3. 最終処分場の確保	482
第8節 農林・水産・畜産公害対策	482

1.	農林・水産・畜産公害対策の実施	482
2.	農業用水及び土壌汚染対策の実施	482
第9節	環境保健対策	483
1.	健康被害に関する調査研究の実施	483
2.	食品等の安全確保対策	483
3.	保健所における公害関連業務の実施	484
4.	アスベスト対策の推進	484
第10節	被害救済等	484
1.	公害健康被害の補償等に関する法律の施行等	484
2.	公害に関する苦情・相談の処理	484
3.	大阪府公害審査会の運営	484
4.	公害関係事犯取締りの実施	485
第11節	中小企業に対する助成等	485
1.	工場の適正配置及び集団化の促進	485
2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	485
3.	公害防止技術の相談・指導	486
4.	公害防止技術の研究開発等	486
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	486
第13節	環境保全に関する知識の普及等	487
1.	環境月間等の実施	487
2.	環境教育の推進	487
3.	公害モニター制度の運営	487
4.	大阪府環境情報コーナーの運営	487
第14節	その他の公害対策	487
1.	市町村の公害防止行政に対する助成	487
2.	公害防止管理者等に係る業務の運営	488
3.	電波受信障害対策	488
4.	関西国際空港監視機構の運営	488

5. 関西国際空港総合環境センターの運営	488
第15節 自然環境保全対策	489
1. 法律・条例に基づく規制等	489
2. 自然環境保全対策の実施	489
第16節 歴史的文化的環境の保全	491
1. 法律・条例に基づく指導等	491
2. 歴史的文化的環境保全対策の実施	492
付録 平成3年度公害関係当初予算(関連事業を含む)一覧	493

第1章 基本的施策

第1節 環境行政の総合的推進

1. 環境総合計画・公害防止計画の推進

「大阪府環境総合計画(STEP 21)」(昭和57年12月策定)に引き続き、新たに21世紀の第1四半期(2025年)を見通しつつ、2001年度を目標とした人間と自然の共生する世界都市大阪(アーバンエコトピア)の実現にむけて新環境総合計画を策定するとともに、その総合的かつ効果的な推進を図る。

また、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第19条の規定により、昭和62年10月内閣総理大臣から策定の指示があり、昭和63年3月に同大臣の承認を受けた第4次大阪地域公害防止計画(昭和62~平成3年度)に基づいて、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の円滑な推進を図るとともに、その推進状況を把握する。

2. 環境影響評価制度の推進

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するために、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づいて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事業者に環境影響評価を実施させ、地域住民や関係市町村長、あるいは学識経験者等の意見も聴取するなど、環境保全が図られるよう事業者を十分指導する。

また、審査に必要なデータの収集、解析予測手法などの技術的事項について引き続き調査、研究を進めるとともに、府域の環境関連諸情報を体系的に整備し、環境影響評価に係る現況把握等に利用するシステムの充実に努める。

3. 環境保全基金の運営

府域の環境保全活動の充実を図るため、平成2年3月に設置した「大阪府環境保全基金」（平成3年3月現在、約13億1600万円）の運営に努め、その運用果実を活用して、環境教育の推進、地域環境保全活動の支援、地球環境問題に関する調査研究など環境保全に係る各種事業の充実、強化に努める。

4. 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境、健康影響等に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、生物指標の導入等による環境の総合的かつ的確な把握手法について調査、検討を進める。また、環境モニタリングの新しい手段として、環境の状況を面的にかつ広域的・経常的に把握できるランドサット等の地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、環境影響評価制度及び快適環境創造等の施策推進に際して情報支援を行うシステムの開発に努める。

5. 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や、快適な環境の創造にむけての合理的な政策の決定と諸施策の推進、府民への広報に資するため、環境情報システムの整備を図る。

地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備する環境情報データベース、環境の現況解析や将来予測等を行う解析予測システムの拡充に加え、環境問題のわかりやすい啓発、環境教育の推進を支援するためのデータ提供システムの開発を行う。そのため、画像処理システム等、必要なソフトウェ

アの整備を行う。

6. 國際交流等の推進

環境保全に関する國際交流の推進を図るため、インドネシア東ジャワ州及び中国上海市と環境保全に係る職員の相互交流・研修を行うとともに、(財)大阪府國際交流財團と連携して、海外環境関連技術研修員制度の実施に努める。

また、地球環境問題に技術面で貢献するため、平成2年7月に設立した(財)地球環境産業技術研究機構に出捐及び職員を派遣するとともに、平成2年10月に設置した「地球環境問題研究調整会議」を通じて、府立の大学や試験研究機関等が連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努める。

さらに、公害監視センターにおいて、関係機関と連携し、酸性雨・酸性霧の調査を行う。

第2節 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)及び同施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)等に基づいて推進しているところであるが、環境関連法令等の動向をふまえ、その的確な運用に努めるとともに、新環境総合計画の策定をふまえ、その効果的推進を図るために新しい条例のあり方について検討を行う。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1. 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市

及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

関西国際空港の建設・運用による人口増大と産業拡大に対し、適正な土地利用を図るとともに、空港機能を支援・補完し、地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と地域の調和したまちづくりを進める。

2. 土地利用現況調査の実施

大阪府国土利用計画（昭和58年3月17日決定）の管理運営の一環として、農用地、森林、宅地など地目別の土地利用の現況を把握するため、市町村区域ごとに調査を行う。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1. 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大阪府公害防止条例及び「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対し指導する。

2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進

大阪府環境総合計画に基づく環境保全目標を維持・達成するため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

窒素酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準の遵守徹底を指導するとともに、「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」及び「固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱」に基づき、より一層の排出量の削減指導を行う。

また、中小固定発生源対策として、使用燃料のクリーンエネルギー化、省エネルギー化の指導を引き続き行うとともに、「大阪府低NO_x機器普及促進方針」（平成3年4月1日施行）に基づき、ボイラーについて低NO_x機器の普及・促進を図る。群小発生源対策として「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」（平成2年4月1日施行）に基づき、業務用建築物が集中している地域における大気汚染の防止を図るため、

大規模建築物の建築、再開発事業等に対する地域冷暖房システムの適正な導入を指導する。

さらに、二酸化窒素濃度が高くなる冬期に窒素酸化物の排出抑制を図る「季節大気汚染防止対策」を推進し、1・2月を「大気汚染防止推進月間」と定め各種キャンペーン活動を行うとともに、短期高濃度対策として高濃度日を予測し、周知を図るための「二酸化窒素予報」を実施する。

なお、二酸化窒素に係る環境基準の達成状況が極めて厳しい状況であり、固定発生源からの窒素酸化物排出量の一層の抑制を図るため、窒素酸化物削減指導方策について調査検討を行う。

一方、二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深めるために「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進めることとする。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準及び燃料使用基準等の遵守徹底を指導する。

.(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

浮遊粒子状物質による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、ばいじんの排出基準、設備基準等の遵守徹底を指導する。

(4) 炭化水素対策の推進

炭化水素による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を指導する。

3. 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因等を究明するための諸調査を実施するとともに、光化学スモッグ発生時の緊急時対策を推進する。

(1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素について、発生源の排出実態の把握及び排出の抑制に努める。

(2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監

視による環境濃度の測定データ等を利用して発生機構の解明に努める。

- (3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する排出ガス量の削減等の要請を行い、措置状況について立入調査等を実施する。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底や自動車の運行自粛の呼びかけを行う。
- (4) 炭化水素類排出施設に対する光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

4. 発生源常時監視システムの整備

大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

(参考) 大気汚染発生源常時監視システム整備状況

(平成3年3月31日現在)

中 央 局	端 末 機	発 生 源 子 局
府公害監視センター	大気課・泉州分室	29局

5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染常時監視システムを活用し、大気の汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網整備状況

(平成3年3月31日現在)

設置主体 区分	測定局数 (府公害監視センターに 常時収集している局数)	大気汚染 測定車等 (台)		
		一般環境 測 定 局	自動車排出 ガス測定局	気象測定局 (高所局含)
大 阪 府	17 (17)	12 (12)	1 (1)	1
政令委任市 (注-1)	37 (31)	23 (3)	1 (1)	2
要綱市町 (注-2)	12 (1)	0	0	0
一 般 市 町 (注-3)	17 (0)	2 (0)	2 (0)	3
合 计	83 (49)	37 (15)	4 (2)	6

- (注-1) 大気汚染防止法に定める政令委任市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市及び東大阪市）を示す。
- (注-2) 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱第2条で、常時監視を行うものとされている市町で政令委任市を除く市町（高石市及び岬町）を示す。
- (注-3) 政令委任市及び要綱市町以外の市町村を示す。

6. 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、次の諸調査を実施する。

- (1) 浮遊粉じん環境調査（測定点は浮遊粉じんについては8地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点）
- (2) 燃料使用状況調査（調査対象工場・事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施）
- (3) 都市緑化による窒素酸化物低減調査研究（都市域の大気浄化樹としての灌木及びツタ類のNO₂吸収量調査とランドサットによる緑量把握）
- (4) 酸性雨・酸性霧に関する調査研究（市町村の協力を得て、府下35地点で広域調査、金剛・生駒山系での高度別調査に加え、農林技術センター、府立大学の協力を得て生態系影響調査を実施。新たに、コンクリート構造物への影響調査を産業技術総合研究所の協力を得て実施する。）
- (5) 石綿モニタリング調査（府下10カ所において、石綿の環境濃度調査を実施）

第2節 水質汚濁対策

1. 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により平成3年3月に策定した、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画（平成3年大阪府告示第362号）」に基づき、下水道の整備や合併浄化槽の導入指導等の生活排水対策を重点的に進めるとともに、平成3年4月に改定強化した指定地域内事業場に係る総量規制基準の遵守指導を行う。

3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

赤潮発生等大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4の規定により策定した、第3次「^{りん}燐及びその化合物に係る削減指導方針」に基づき、産業排水対策として、^{りん}燐処理施設の導入等を指導するとともに、生活排水対策として、下水道など生活排水処理施設の整備等に加え、合成洗剤対策推進要綱に基づき石けん等無燐洗剤の使用や洗剤使用の減量化について指導啓発を行う。

さらに、^{りん}燐と並んで主要な富栄養化要因物質である窒素についても排出実態等の把握や削減効果について検討を進める。

4. 有害化学物質による水質汚染防止対策の実施

トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による河川水、地下水等への水質汚染を防止するため、これら物質を使用する水質汚濁防止法の対象事業場等に対し、排水規制を行うとともに、適正な使用・管理の指導を行う。

また、ゴルフ場に散布された農薬等の流出を監視するため、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づきゴルフ場を指導するとともに、ゴルフ場の排水口を中心に水質検査を行う。

5. 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続き寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

6. 生活排水対策

生活排水が公共用水域の水質汚濁の原因の大半を占めている現状から、生活排水に係る浄化対策を効果的に推進するために「大阪府生活排水対策推進要綱」及び平成2年6月に一部改正された「水質汚濁防止法」に基づき、基本的な生活排水対策である下水道の整備とともに、家庭等における実践活動の促進、合併処理浄化槽の普及等の諸施策を、市町村・府民団体と連携し、府民の理解と協力を得て推進する。

また、水質汚濁防止法の一部改正で新たに府が行うこととされた「生活排水対策重点地域」の指定について、関係市町村と協議を行ながら実施していくとともに、指定した市町村に対して「生活排水対策推進計画」の策定を指導することにより、生活排水対策の計画的な推進を図る。

7. 水質汚濁の常時監視

(1) 公共用水域

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、94河川134測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、一定規模以上の工場・事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に整備し、水質の監視を行う。

(2) 地下水質

府下の地下水質の汚濁状況を常時監視するため、「地下水質測定計画」に基づき、府域 178 地点について、水質汚濁防止法で規定するトリクロロエチレン等有害物質を対象に関係行政機関と協力して計画的に地下水質の監視測定を行う。

なお、監視結果により、汚染が懸念される地区については、飲用井戸の衛生確保を図るため、その周辺地区の詳細な調査を実施する。

(参考) 水質自動観測局設置状況

(平成3年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点(大阪市東淀川区南江口)	昭45
安威川	神崎川合流点直前(大阪市東淀川区相川町)	54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前(大阪市城東区諏訪)	56
大津川	大津川上流(忠岡町忠岡東3丁目)	59
石川	千里川合流後左岸(富田林市若松町東3丁目)	61

水質テレメータ監視システム整備状況

(平成3年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
環境局泉州分室内	水質課	65局	6局

8. 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水質保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、指標生物により河川の水質状況を把握する。

9. 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚泥のしゅんせつを行う。また、住吉川において浄化導水路の建設を推進する。さらに、大和川の水質汚濁対策として、西除川で薄層流浄化を実施する。

10. 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンス等を府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

11. 河川環境の整備

河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

12. 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1. 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導の充実、担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 近隣騒音対策の推進

市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音とわたしたちのくらし」（昭和62年度作成）を活用した騒音教育やリーフレットの配布等各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機騒音等の防止強化に努める。

3. 騒音振動調査の実施

(1) 低周波空気振動に係る実態調査

工場・事業場及び交通施設（高架道路等）から発生する低周波空気振動の実態等を調査し、環境影響評価に必要な資料の整備を図る。

(2) 新幹線鉄道騒音対策推進調査

新幹線鉄道騒音について、住宅密集地域において、鉄道事業者が実施してきた種々の発生源対策の効果把握を行う。

(3) 環境騒音モニタリング調査

大阪府下における環境騒音の現況を統一的に把握するため、市町村が実施した測定結果を解析し取りまとめ、環境影響評価等の資料として活用する。

第4節 自動車公害対策

1. 自動車排出ガス対策の推進

(1) 「大阪自動車公害対策推進会議」において、通勤・通学自動車の使用自粛や貨物自動車の使用合理化等について、府民・事業者に対する啓発を強化するとともに、自動車排出ガスに係る技術診断により排ガス減少装置の整備等の徹底を図る。

また、自動車メーカーに排出ガス対策の強化を要請するとともに国に対しても発生源対策の強化と併せて交通総量削減のための総合都市交通対策の確立を強く要望する。

さらに、CMスポット放送の実施により自動車公害防止の啓発活動を

推進する。

- (2) 違法駐車、交通渋滞及び窒素酸化物による大気汚染等の車社会対策の一環として実施する「ノーマイカーデー」の推進を図るため、「大阪自動車公害対策推進会議」においても、構成機関・団体の機関誌等を通じて、傘下の事業所に対する啓発活動を行う。

また、「ノーマイカーデー」実施日における交通量等の把握を行うとともに、「ノーマイカーデー」P R 冊子を作成し、配布する。

- (3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序、円滑化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 交通管制システムの高度化、地域制御エリアの拡大、信号機の系統化により自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 主要事業所ごとの使用自動車から排出される窒素酸化物の総量を制限する自動車排出ガス総量規制の導入を促進するため、制度の説明用小冊子の作成を行う等、環境庁と連携し、所要の調査・検討を行う。
- (6) 低公害車の普及・促進に向けて啓発を行うため、府の公用車へ電気自動車を1台追加導入する。

2. 自動車騒音振動対策の推進

- (1) 幹線道路については、交通の円滑化を図るため、秩序正しい車線走行や適正速度走行の定着化のための交通規制並びに各種交通安全施設の整備を図る。また、生活道路については、安全で静謐な居住環境を確保するため、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・振動の増大に影響が認められる著しい速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。

- (4) 国に対し、自動車騒音の許容限度の強化について要望するとともに、市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に努める。

第5節 航空機公害対策

1. 大阪国際空港周辺環境対策の推進

大阪国際空港の周辺環境対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺緑地の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建物の移転補償を行う。
- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (3) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (4) 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (5) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (6) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (7) 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- (8) テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

2. 空港周辺整備機構に対する助成

空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に伴い設置された空気調和機器（エアコン等）の機能回

復工事に対する補助

- (2) 固有事業に対する資金の貸付け等

第6節 地盤沈下対策

1. 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制及び地下水採取の実態を把握するとともに、規制地域内の関係工場・事業場に対する採取抑制指導に努める。

2. 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点274点）を実施するとともに、観測井戸（19カ所）において地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

3. 都市河川地盤沈下対策事業の実施

地盤沈下により排水機能が低下し、かつ護岸が老朽化している古川の改修を推進し、治水レベルの向上を図る。

4. 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1. 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、次の施策を推進する。

(1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、産業廃棄物の減量化対策の推進及び最終処分場の確保等に努める。

(2) 堺第7－3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、引き続き財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施することとし、無害の汚泥等の廃棄物の埋立処分を行うとともに、同区内の大坂産業廃棄物中間処理センターにおいて、有害汚泥等の中間処理を行う。

さらに、堺第7－3区を埋立処分場としてより一層の有効活用を図る「堺第7－3区埋立処分推進事業」を行う。

また、堺第7－3区のうち、既に竣工した部分の一部(15.5ha)に整備した「みなと堺グリーンひろば」を府民がスポーツ・レクリエーション活動に手軽に利用できるよう開放する。

なお、これらの事業の円滑な推進を図るために同公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

一方、廃棄物処分事業との調和を図りつつ府民の利用を促進するため、堺第7－3区の暫定利用の検討を進める。

(3) 産業廃棄物の量的増大や質的多様化、広域的な移動、さらには環境問題等の新たな状況に対応するため、次期大阪府産業廃棄物処理計画を本府公害対策審議会を経て、本年度中に策定する。

2. 一般廃棄物処理対策の推進

(1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行う。

(2) 府・市町村・業界、住民及び学識経験者で構成する「(仮称)大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を設置して、廃棄物減量化対策、リサイクル等の調査、研究を進めるとともに、キャンペーンの実施等啓発を強化する。

3. 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業実施主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備事業（フェニックス事業）の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1. 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
 - ① 有害物質による農作物等の影響に関する調査研究
 - ② 残留農薬に関する調査研究
 - ③ 漁場環境等に関する調査研究
 - ④ 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁場環境について調査船等により監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物のせい息環境悪化や漁業操業の障害となる海底に堆積したゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁業環境保全対策事業を実施する。

2. 農業用水及び土壤汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、ため池の水質浄化に関する総合的調査研究、重金属等の有害物質による土壤及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 環境保健対策

環境汚染から府民の生命と健康を守り、健康被害の未然防止を図るため、環境行政と保健医療行政の連携を一層強化し、総合的な環境保健施策を推進する。

1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

(1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。

また、新たに局地汚染の健康影響について調査手法を確立するための調査を実施する。

(2) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。

(3) 環境汚染による健康影響の監視、予防体制の確立を図るため、引き続き調査検討を進める。

2. 食品等の安全確保対策

食品の安全を確保するため、食品関係営業施設に対して、立入検査及び食品、添加物、器具、容器包装等の収去検査を実施し、適切な指導を行うとともに、食品の監視、試験検査機能の充実に努める。

特に魚介類等の食品及び容器包装中のP C B、野菜・果物等の残留農薬、玄米中のカドミウム、魚介類中の水銀について検査を継続し、基準値あるいは規制値を上回る食品については、その流通防止を図るとともに生産都道府県に対して検査体制の強化と安全な食品の出荷を要請する。

3. 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関する各種の調査、衛生教育等を実施する。

4. アスベスト対策の推進

大阪府アスベスト対策検討委員会を運営し、アスベストに関する施策の調整、検討を図るとともに、大阪府アスベスト対策基本方針に基づき総合的対策を推進する。

第10節 被害救済等

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の施行等

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和62年法律第97号）に基づく認定患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。また、関係市等と連携を図りながら、低公害車の普及や大気浄化の植樹など健康被害予防事業の円滑な実施に努める。

2. 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、庁内関係各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

3. 大阪府公害審査会の運営

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、継続中の調停事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその適正な処理に努めるなど、公害紛争の迅速かつ適切な解決に努める。

4. 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを実施する。

第11節 中小企業に対する助成等

1. 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止対策事業等の用地を先行取得する場合に、必要な資金を融資する。
- (3) 財團法人大阪府中小企業団地開発協会が行う中小企業団地の造成・分譲事業の促進に努める。
- (4) 住工が混在している地域から工場適地や工業専用地域等へ工場等を移転しようとする場合に必要な資金を融資する。

2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

また、中小企業が購入する低公害車（電気自動車、最新規制適合のガソリン車など）を対象に融資を行う。

融資目標額 13億円

融資限度額 4,000万円（工場専用地域等への工場移転及び事業

協同組合等に対しては、8,000万円）

無担保融資 600万円

融資期間 有担保10年、無担保7年

（低公害車融資 5年）以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づく中小企業高度化資金の貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図る。
- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与を積極的に進める。

3. 公害防止技術の相談・指導

府立産業技術総合研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4. 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、府立産業技術総合研究所において、研究、技術指導を行う。また、大阪府立大学附属研究所において、放射線利用による環境汚染に関する研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るために、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 環境保全に関する知識の普及等

1. 環境月間等の実施

大阪府環境月間・瀬戸内海環境保全月間において、集中的な普及・啓発等を実施するとともに府民及び事業者に対し、環境保全等に関する知識の普及を図るため、環境白書やパンフレット「おおさかの環境」の刊行を行うなど、各種啓発資料の作成に努める。

2. 環境教育の推進

府民が自発的に環境の保全に向けて行動をとることができるよう、教育委員会、市町村等と連携して小学校3年、4年生向け補助教材を作成するなど、環境教育を推進する。

3. 公害モニター制度の運営

公害モニターから、環境行政についての意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求め、環境行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施してモニター活動の円滑化を図る。

4. 大阪府環境情報コーナーの運営

環境保全に関する知識の普及等を図るため、環境情報を広く収集整理し、府民に提供・公開する「大阪府環境情報コーナー」を運営するとともに、府民サービスの充実を図るため、同コーナーにおいて「環境教育視聴覚ライブラリー」等の拡充を行う。

第14節 その他の公害対策

1. 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき事務を委任している市町村に対し、交付金を交付する。

- (2) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づき、下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2. 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

3. 電波受信障害対策

電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

4. 関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港と関連事業の実施に伴い、環境面等で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州8市5町の長により設立した本機構において、事業主体の環境監視データなどをチェックし、必要に応じて対策を要請・勧告する。

5. 関西国際空港総合環境センターの運営

南大阪湾岸整備事業、阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、関西国際空港建設事業と連携して、「関西国際空港総合環境センター」を活用し、総合的な環境監視を行う。

第15節 自然環境保全対策

1. 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行うとともに、同条例に基づく自然環境保全地域の指定及び保全並びに都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区の指定及び保全に努める。

また、同条例の規定に基づき、自然環境保全指導員制度を適正に運用し自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に努める。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて、自然海浜保全地区の保全に努める。

2. 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るために、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然に親しみ、自然を学ぶ場を府民に提供するため、金剛生駒国定公園において、府民の森園地の施設の充実を図るとともにダイヤモンドトレール等の歩道の再整備を行う。また、明治の森箕面国定公園においても、自然研究路等の整備を行う。
- (2) 交野市一帯において、身近ないきものにふれあい、自然と親しむ拠点づくりを行うため、交野市が行うふれあいセンターや観察施設等の整備事業に対して助成する。
- (3) 府民の緑化意識の高揚を図るため、今年4月に四條畷市において、第39回大阪府植樹祭・緑の文化園オープニング式典を開催するほか、関連事業を実施する。また、緑化知識の普及や技術指導の拠点施設である緑化センターの適正な運営に努める。

- (4) 市街地緑化の推進と良好な自然環境の保全を図るため、広く民間の協力を得て、みどりの基金を積み立てるとともに、この運用益を活用し民間施設の緑化モデルづくりや民間施設のオープンスペースを活用したまちの小さな森づくりなどを実施する。また、府民ぐるみで自然環境の保全や緑化の推進を図るため、財大阪みどりのトラスト協会への助成等を行う。
- (5) 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行い、みどり豊かなまちづくりを進める。
- (6) 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑化の普及に努める。
- (7) 工場の緑化を推進するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに、工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施する。
- (8) 森林の保全整備を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林のうち保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
府民の森林に対する多様なニーズを踏まえて、森林利用・活動拠点の整備、自然歩道による拠点のネットワーク化など三山系の森林の総合的な利用を推進する。
- (9) 多様で活力ある森づくりをすすめるための各種森林造成事業を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、保安林改良事業等を実施する。
また、府、市町村、府民が一体となって「府民参加の森づくり」を進める。
- (10) 第6次鳥獣保護事業計画（昭和62～平成3年度）に基づき、野生鳥

獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。

- (11) 花に憩い、花に学び、花で交流する府民開放型施設として、河内長野市に整備した「大阪府立花の文化園」を管理運営する。
- (12) ため池のもつ多面的な機能を活用し、ため池を水と縁あふれる府民のオアシスとして総合的に整備する。
- (13) 水産資源の維持培養を図るため、魚礁等の設置により、漁場の造成を行う。また、4月開設した栽培漁業センターを中心に「つくり育てる漁業」を推進するとともに、高級魚介類の種苗生産技術、開発研究等を行う。
- (14) 体験放流の実施など、府民に水と魚のふれあいの機会を積極的に提供し、それを通じて内水面の水産資源の保護・培養及び水質保全の意識向上を図る。
- (15) 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。

第16節 歴史的文化的環境の保全

1. 法律・条例に基づく指導等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

2. 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内の開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- (4) 地域開発事業の進展に伴い破壊のおそれのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。
- (5) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し泉北考古資料館、弥生文化博物館において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (6) 市町村が設置する歴史民俗資料館等については、その建設費に対し助成を行う。
- (7) 一須賀古墳群の主要部 2.9 万 m² を保存し、「近つ飛鳥風土記の丘」として公開し、府民に歴史・文化に親しむ場を提供するとともに、近つ飛鳥の中核的な教育・文化施設として「近つ飛鳥博物館」（仮称）を建設する。
- (8) 池上曾根遺跡を史跡公園とするために、池上曾根遺跡整備計画を和泉市・泉大津市とともに策定する。
- (9) 歴史的町並みを有する伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を保存するための整備を図る。

付録 平成3年度 公害関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(1) 部局別

(単位:千円)

部局名	平3年度	平2年度	増減
総務部	1,400,000	2,000,000	△600,000
環境保健部	3,568,100	4,223,576	△655,476
商工部	3,465,179	2,969,096	496,083
農林水産部	2,567,739	5,935,645	△3,367,906
土木部	86,898,361	102,182,223	△15,283,862
建築部	762,376	495,947	266,429
企業局	81,591,701	38,806,600	42,785,101
水道部	6,094,068	6,221,109	△127,041
教育委員会	1,822,806	2,366,008	△543,202
公安委員会	1,200,780	1,560,714	△359,934
合計	189,371,110	166,760,918	22,610,192

(2) 項 目 別

(単位:千円)

区分	事 業 名	平 3 年 度	平 2 年 度	増 減	摘 要
基 本 的 的 施 策	環 境 総 合 計 画 推 進 費	13,598	18,748	△ 5,150	大阪府環境総合計画後継計画 策定費 11,404 (環)
	環 境 保 全 基 金 運 営 費	80,207	652,000	△ 571,793	環境教育推進事業費 9,258 環境月間推進事業費 9,246 低公害車普及啓発事業費 5,084 酸性雨・酸性霧に関する調査 研究費 6,345 水質環境モニタリング事業費 6,653 日中環境保全交流事業費 2,703 生活排水府民啓発事業費 4,000 (環)
	環 境 影 韻 評 価 制 度 運 営 費	18,572	14,193	4,379	(環)
	公 害 基 本 対 策 費	105,218	35,114	70,104	公害行政総合調整費等 25,433 (財)地球環境産業技術研究機 構事業推進費 79,785 (環)
	環 境 情 報 管 理 費	106,896	105,679	1,217	リモートセンシングによる環 境監視システムの開発、運用 等 (環)
	二 色 の 浜 環 境 整 備 関 連 公 共 事 業 費	390,000	814,000	△424,000	(土)
	二 色 の 浜 環 境 整 備 事 業 費	3,662,292	5,135,150	△1,472,858	(企業)
	南 大 阪 湾 岸 整 備 事 業 費	77,786,466	33,543,850	44,242,616	(企業)
	小 計	82,163,249	40,318,734	41,844,515	
大 氣 污 染 対 策	窒 素 酸 化 物 に 關 する 調 研 究 費	6,290	12,164	△ 5,874	樹木による浄化調査 1,790 窒素酸化物排出削減対策事業 費 4,500 (環)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
大気汚染対策	大気汚染防止規制指導費	20,205	19,244	961	大気汚染防止規制指導費 10,956 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,461 悪臭防止規制指導費 641 悪臭規制基準対策事業費 3,647 固定発生源対策機器整備費 3,500 (環)
	大気汚染防止実施計画推進費	41,267	31,264	10,003	大気汚染防止実施計画推進費 4,935 短期高濃度対策事業費 500 アスベスト(石綿)排出抑制推進事業費 5,185 季節大気汚染防止対策推進事業費 7,450 窒素酸化物削減指導事業費 2,000 炭化水素削減対策等調査費 16,700 大気中粒子状物質環境調査費 4,497 (環)
	光化学スモッグ対策費	3,468	3,592	△124	発生源工場等実態調査費等 2,797 公害パトロール車等緊急時対策費 671 (環)
	大気汚染測定局整備費	110,357	87,419	22,938	測定機器等整備費 (環)
	大気汚染常時監視費	124,139	120,348	3,791	(環)
	大気汚染発生源テレメータ監視システム整備費	846	1,340	△494	発生源常時監視システム整備費 (環)
	公害現況等調査費	3,679	3,588	91	燃料使用量調査費 549 浮遊粉じん環境調査費 1,051 関西国際空港周辺地域大気汚染状況解析費 2,079 (環)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
大気汚染対策	ごみ焼却場公害防止装置補助金	330,911	310,686	20,225	(環)
	小計	641,162	589,645	51,517	
水質汚濁対策	水質汚濁防止規制指導費	36,989	31,402	5,587	水質汚濁防止規制指導費 13,459 水質総量規制推進事業費 9,464 生活排水対策推進費 5,829 生活排水府民啓発事業費 (4,000) (環境保全基金運営費で再計) 水質汚濁物質排出量総合調査費 396 指定地域特定施設水質汚濁防止規制指導費 7,841 (環)
質	発生負荷量管理等調査費	2,749	2,446	303	発生負荷量管理等調査費 (環)
汚	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	2,415	2,580	△165	富栄養化物質調査 (環)
渦	下水道整備費	61,046,896	61,140,765	△93,869	流域下水道事業費 57,767,142 公共下水道補助金 700,000 流域下水道維持操作補助金 2,579,754 (土)
対	公共用 水域常時監視費	171,510	170,892	618	公共用 水域常時監視費 169,042 広域総合水質調査費 1,147 ゴルフ場周辺河川等水質調査費 1,321 (環)
策	水質汚濁常時監視施設整備費	45,840	29,376	16,464	河川水質自動観測局整備費 (環)
	地下水質常時監視費	8,397	9,273	△876	地下水質常時監視費 6,711 飲用井戸水質監視費 1,686 (環)
	水質汚濁常時監視費	67,733	66,568	1,165	(環)
	(水質環境モニタリング事業費)	(6,653)	(6,669)	(△16)	府下各河川の水辺環境観察等 (環) (環境保全基金運営費で再計)
	河川環境整備費	694,990	677,777	17,213	(土)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
水質汚濁対策	河川浄化費	683,700	782,500	△ 98,800	河川のしゅんせつ及び浄化導水路(土)
	港湾環境整備費	358,206	455,438	△ 97,232	港湾の緑化事業等の環境整備(土)
	浄化槽の普及促進事業費	1,015	1,015	0	「浄化槽の日」委託料(環)(建)
	船舶廃油処理場維持費	121,247	129,585	△ 8,338	船舶廃油処理施設等の維持管理等(土)
	公害取締対策費	1,298	1,298	0	水質検査委託料(公安)
	(特別会計)淨水場排水処理設備管理費	961,934	947,053	14,881	水道事業会計 工業用水道事業会計(水)
	小計	64,204,919	64,447,968	△ 243,049	
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	5,975	5,141	834	騒音規制法等施行費(環)
	騒音・振動調査対策費	2,143	7,205	△ 5,062	低周波空気振動調査費 598 環境騒音モニタリング調査費 1,545(環)
	小計	8,118	12,346	△ 4,228	
自動車公害対策	自動車公害対策費	9,348	36,913	△ 27,565	自動車の窒素酸化物総量規制 検討調査 4,500 大阪自動車公害対策推進会議の運営等 4,848(環)
	自動車公害対策調査費	14,546	29,680	△ 15,134	ディーゼル貨物車等の排出ガス量調査(環)
	ノーマイカーデー推進事業費	25,800	63,800	△ 38,000	(環)
	交通公害対策費	4,950	4,950	0	交通量調査費(公安)
	総合都市交通体系調査費	112,800	234,750	△ 121,950	府下の効率的な総合交通体系整備計画の立案(土)
	舗装道新設費	509,000	1,289,000	△ 780,000	未舗装道路の舗装(土)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
自動車公害対策費	舗装道補修費	5,241,574	5,634,850	△393,276	舗装悪化箇所の補修 (土)
	道路立体交差費	5,640,500	5,912,000	△271,500	道路の立体交差化 (土)
	交通安全施設等整備費	1,940,170	3,296,069	△1,355,899	交差点改良費 760,000 (土) 交通管制センターの拡充強化費 926,633 (公安) 地域制御エリア拡大費 208,029 (公安) 信号機の系統化事業費 45,508 (公安)
	小計	13,498,688	16,502,012	△3,003,324	
航空機公害対策	大阪国際空港周辺対策費	361,864	346,556	15,308	空港周辺緑地管理費 3,090 緑地整備事業費 311,400 営業者あっ旋融資資金貸付金等 17,407 住宅等移転資金利子補給金等 12,690 環境基盤施設整備費補助金等 17,277 (環)
	航空機騒音防止校舎管理費	52,699	52,699	0	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
	航空機公害実態調査費	10,679	10,059	620	航空機騒音調査費 (環)
	空港周辺整備機構助成費	234,207	241,607	△7,400	事業資金貸付金 168,000 民家防音工事費補助金 66,207 (環)
	小計	659,449	650,921	8,528	
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	2,303	3,679	△1,376	工業用水法等施行費 (環)
	地盤沈下観測費	46,660	47,046	△386	地盤沈下観測費 16,068 (環) 水準点測量費 30,592 (土)
	都市河川地盤沈下対策費	580,000	600,000	△20,000	河川の改修 (土)

(単位：千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
地盤沈下対策	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	5,132,134	5,274,056	△141,922	工業用水道事業費 (水)
	小計	5,761,097	5,924,781	△163,684	
廃棄物処理対策	産業廃棄物処理指導監督費	51,923	50,016	1,907	処理業者指導監督費等 19,139 廃棄物検査分析費等 32,784 (環)
	産業廃棄物処理計画関連調査研究事業費	5,657	2,303	3,354	(環)
	産業廃棄物情報管理システム整備事業費	9,046	6,760	2,286	(環)
	産業廃棄物処理団体育成事業費	700	700	0	(環)
	堺第7-3区埋立処分推進事業費	134,000	276,000	△142,000	(環)
	廃棄物減量化対策推進事業費	5,316	3,616	1,700	(環)
	一般廃棄物処理指導監督費	7,462	7,202	260	市町村指導監督費 5,588 廃棄物検査分析費 1,874 (環)
	一般廃棄物処理施設改造成費補助金	100,000	125,000	△25,000	(環)
	リサイクルプラザ整備事業費	22,200	8,500	13,700	(環)
	道路環境整備費	990,185	1,017,890	△27,705	(土)
対策	公害取締対策費	95	95	0	産業廃棄物の検査委託料 (公安)
	広域廃棄物受入監視事業費	12,365	3,850	8,515	(環)
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	691,195	8,437,613	△7,746,418	大阪湾広域臨海環境整備センター事業費等 1,995 (環) 689,200 (土)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
廃 棄 物 處 理 対 策	みなと埠グリーン ひろば管理運営費	15,000	15,600	△ 600	(環)
	小計	2,045,144	9,955,145	△7,910,001	
被 害 救 済 等	公害健康被害 対策費	27,500	32,082	△ 4,582	公害病認定患者死亡見舞金等 (環)
	苦情相談処理費	2,954	2,924	30	大気、水質、交通公害苦情相 談処理費 (環)
	公害紛争処理費	1,708	1,723	△ 15	公害審査会運営費 (環)
	公害取締対策費	14,267	14,302	△ 35	公害関係事犯採証機器整備費 (公安)
	小計	46,429	51,031	△ 4,602	
中小企 業 に 對 す る 助 成 等	産業立地適正化 融資資金貸付金	3,090,000	2,595,000	495,000	(商)
	工場立地指導費	2,323	1,908	415	(商)
	中小企業集団化 事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金 (商)
	中小企業公害防止 資金特別融資促進費	769,828	783,597	△ 13,769	融資目標 13億円 貸付利率 年6.7% 貸付期間 有担保 10年以内 無担保 7年以内 利子補給 小企業 5.7% 中企業 4.7% (環)
	(特別会計) 公害防止資金貸付金	50,000	50,000	0	設備近代化資金貸付金 (商)
	(特別会計) 公害防止設備貸与事業費	10,000	10,000	0	設備貸与資金貸付金 (商)
	公害防止技術 向上対策費	336	328	8	公害防止巡回技術指導費 (商)
	公害対策指導 研究費	4,284	4,383	△ 99	(商)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
中対 小する 企助 業成 に等	環境計量器登録事務費	8,236	7,477	759	(商)
	小計	4,235,007	3,752,693	482,314	
その他の公害対策	公害防止条例委任事務費	103,700	103,700	0	市町村交付金等(環)
	(特別会計)市町村施設整備資金貸付金	1,400,000	2,000,000	△ 600,000	下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備するための施設整備資金貸付金(総)
	公害監視センター運営費	190,497	182,683	7,814	管理運営費等 86,779 検査分析機器等整備費 23,317 大気、水質、騒音・振動検査業務費 61,882 大気、水質調査研究費 9,903 水質分析方法検討試験等国庫委託事業費 8,616 (環)
	泉州分室運営費	44,665	43,512	1,153	検査分析費等(環)
	公害モニタ一運営費	2,991	3,004	△ 13	モニタ一100人(環)
	電波障害防止対策費	985,141	511,527	473,614	共同アンテナ設置費等(教委)(建)
	子どもの健康調査費	9,600	3,000	6,600	(教委)
	関西国際空港環境監視機構運営費	37,267	37,366	△ 99	関西国際空港周辺地域植生等動態状況調査費 1,931 (環)
	関西国際空港総合環境センター運営費	142,943	127,600	15,343	(企業)
農畜林産・公水害対策	小計	2,916,804	3,012,392	△ 95,588	
	農作物公害研究費	4,632	3,869	763	農作物に関する公害試験研究費(農)
	畜産公害研究費	3,306	9,410	△ 6,104	畜産環境保全対策試験(農)
	漁業公害対策費	12,311	12,360	△ 49	漁場障害物除去事業費 12,000 漁場油濁被害救済基金負担金 311 (農)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要要
農林・水産・畜産公害対策	漁業公害監視費	1,450	1,450	0	(農)
	漁業公害研究費	13,887	15,658	△1,771	(農)
	畜産経営環境保全費	40,160	40,160	0	(農)
	水質障害対策事業費	55,072	168,623	△113,551	(農)
	小計	130,818	251,530	△120,712	
環境保健対策	公害影響調査費	12,435	18,817	△6,382	大気汚染に係る影響調査費 2,056 大気汚染による住民健康調査費 5,791 生活環境汚染影響調査費 4,588 (環)
	光化学スモッグ対策費	144	164	△ 20	光化学スモッグ人体影響調査費 (環)
	食品安全対策事業費	16,166	16,166	0	主要食品中の重金属等調査費 14,866 輸入牛残留農薬検査費 1,300 (環)
	公害衛生研究費	913	908	5	(環)
	公害保健調査研究体制整備費	1,454	2,058	△ 604	環境保健体制整備調査事業費 255 アスベスト対策関係事業費 1,199 (環)
	保健所公害業務費	2,079	1,745	334	(環)
	小計	33,191	39,858	△ 6,667	
	自然環境保全費	409,677	1,010,333	△600,656	(農)
自然環境保全対策	公園緑地整備費	8,716,551	12,551,424	△3,834,873	ポケットパーク整備事業費 24,500(建) (土)
	緑道整備費	337,420	723,300	△ 385,880	(土)
	府民の森整備費	582,877	547,152	35,725	(農)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
自然環境保全対策	環境緑化推進費	378,809	374,676	4,133	(農) (土)
	緑化推進対策費	88,514	166,098	△77,584	(農)
	森林造成事業費	285,338	228,514	56,824	(農)
	府営林整備事業費	159,756	159,820	△ 64	(農)
	鳥獣保護事業費	37,616	31,666	5,950	(農)
	保安林整備事業費	85,266	91,851	△ 6,585	(農)
	大阪府立花の文化園管理事業費	370,719	1,735,618	△1,364,899	(農)
	ため池環境整備事業費	10,000	10,000	0	(農)
	栽培漁業推進事業費	17,255	1,318,594	△1,301,339	(農)
	内水面増殖事業費	10,374	10,348	26	淡水生物増殖試験費 (農)
	自然海浜保全地区管理費	3,416	3,309	107	自然海浜保全地区管理費 (環)
	魚礁設置事業費	20,720	19,445	1,275	(農)
	小計	11,514,308	18,982,148	△7,467,840	
歴史的文化的環境保全	文化財保存指導費	1,427	1,323	104	(教委)
	文化財資料等整備費	7,886	12,925	△ 5,039	(教委)
	指定文化財等管理費	8,000	7,000	1,000	(教委)
	府有史跡等管理費	49,477	3,751	45,726	(教委)
	銃砲刀剣審査登録費	825	844	△ 19	(教委)
	泉北考古資料館等運営費	10,414	10,425	△ 11	(教委)
	近づ飛鳥風土記の丘管理運営費	15,324	14,739	585	(教委)
	文化財保護啓発費	2,009	1,994	15	(教委)

(単位:千円)

区分	事業名	平3年度	平2年度	増減	摘要
歴史的文化的環境保全	発掘調査出土遺物整理費	7,076	6,641	435	(教委)
	埋蔵文化財緊急調査費	33,692	41,775	△8,083	(教委)
	埋蔵文化財受託事業調査費	11,742	15,353	△3,611	(教委)
	池上・曾根遺跡環境整備事業費	5,000	5,000	0	(教委)
	大阪府立弥生文化博物館管理運営費	260,905	1,201,102	△940,197	(教委)
	大阪府立近つ飛鳥博物館建設事業費	649,758	491,718	158,040	(教委)
	指定文化財保存事業費	346,270	410,123	△63,853	(教委)
	「修羅」保存処理費	22,566	18,188	4,378	(教委)
	有形文化財無形文化財等総合調査費	3,026	1,500	1,526	(教委)
	北部地域埋蔵文化財遺物収蔵庫維持管理費	667	800	△133	(教委)
	高等学校埋蔵文化財調査費	76,663	24,513	52,150	(教委)
	小計	1,512,727	2,269,714	△756,987	
合計		189,371,110	166,760,918	22,610,192	

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。
2. 摘要欄()内は担当部局を示す。

(総) ······ 総務部	(建) ······ 建築部
(環) ······ 環境保健部	(企業) ······ 企業局
(商) ······ 商工部	(水) ······ 水道部
(農) ······ 農林水産部	(教委) ······ 教育委員会
(土) ······ 土木部	(公安) ······ 公安委員会